

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	愛媛県視聴覚福祉センター
-----	--------------

1. 施設の概要

所在地	松山市本町6丁目11番地5号	所管課	障害福祉課
設置年月	平成7年11月1日 (施設設置後 13 年 5 月経過(平成21年4月1日時点))		
指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	県の出資額 (出資割合)	10,000 千円 (100.0 %)
施設の内容	多目的ホール(定員180人)、和室(定員60人)、会議室(定員40人)、試写室(定員50人)、太鼓練習室、調理実習室、研修室、ボランティアルーム、閲覧室、聴読室、録音室、情報機器利用室等 駐車場(乗用車20台)		
	施設の[敷地面積] 1,973.31 m ² [延床面積] 3,756.00 m ² 規模・構造等[構造] 鉄筋コンクリート造り 地上4階・地下1階		
	入居する 機関・団体名 愛媛県視覚障害者協会 愛媛県聴覚障害者協会 NPO法人愛媛難聴者協会		

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	昭和38年に設置された愛媛県盲人福祉センターの老朽化や機能の立ち遅れが目立ち、新たに視聴覚障害者への情報提供、文化活動支援、点字、手話ボランティア等の交流・活動促進機能等を併せ持った、視聴覚障害者のための総合的な福祉サービスの複合拠点施設として当施設を設置することとなった。 平成4年から実施された盲人福祉センター建て替え調査検討委員会には、視聴覚障害者代表やボランティア代表も参加して議論が行われた。とりわけ聴覚障害者からは昭和62年にろあ福祉センター廃止後、活動拠点がなくなっていたことから活動拠点となる現センター設置には強い要望が出されていた。		
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	身体障害者福祉法 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準		
施設設置に係る 総事業費	1,623,116 千円		

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴覚障害者に対して点字図書館で点字図書、録音図書等の情報提供を行うとともに点字図書等の出版を行う。 ・ 中途視覚障害者の自立更生相談を行い、点字、歩行、家事等の生活訓練(6ヶ月)及び日常生活技術講習会(1日訓練)を実施する。 ・ 加齢に伴う難聴者に対して耳と聴こえのセミナー、補聴器相談事業を行う。 ・ 視覚、聴覚などのボランティア養成事業やボランティアサークル相互の情報交換と交流の機会を提供する。 ・ 視聴覚交流サロン、手話サロンや文化活動発表会など障害者や健常者がともに楽しむことのできる交流会を開催する。 ・ 多目的ホール、和室、会議室、試写室の貸館事業を行う。 <p>意図(どのような状態にしたいのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者が迅速、的確な情報を入手できるようにすることにより、教養と文化を向上させる。 ・ 中途視覚障害者の社会的自立を図る。 ・ 難聴児を早期に発見し、訓練することでコミュニケーション力を育む。 ・ 高齢難聴者が地域で円滑に生活が営めるようにする。 ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員などボランティアを活発化させる。 ・ ボランティアサークル間の連携を強化する。 ・ 視覚障害者の社会参加活動を促進させ、一般県民の障害者に対する理解を深める。
<p>施設設置の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設置以来平成19年度末までに91人の中途視覚障害者が生活訓練を、879人(延べ人数)が日常生活技術講習会を受講し、社会的自立を果たした。 ・ 点字図書館の利用登録者数は平成19年度で525人、聴覚障害者情報提供施設利用登録者数は942人となっており、多くの視聴覚障害者が迅速、的確な情報に豊富に接することができる。 ・ 平成19年度実績で未就学児童聴能訓練として、言語指導やコミュニケーション訓練を560回実施、両親のための講座を8回開催し、154人が受講している。また、91人の就学児童に対して定期フォローを実施するなどして難聴児の聴能訓練に大きな役割を果たした。 ・ 補聴器相談を22回実施したり、耳と聴こえのセミナーを3回実施するなどして高齢難聴者のコミュニケーションを支援した。 ・ 点訳奉仕員養成事業を年30回実施し、延べ313人が、朗読奉仕員養成事業を年25回実施し、延べ398人が、手話通訳者養成事業を年23回実施し、延べ546人が、要約筆記奉仕員養成事業を年16回延べ106人が受講し、ボランティアの養成が図れた。 ・ ボランティアサークル連絡会議を2回開催し、延べ73人が参加、ボランティアサークルふれあい学習会を16回開催し、延べ193人が参加するなどボランティアの養成・交流活動を促進に役割を果たした。 ・ 視聴覚交流サロン(年12回468人)、手話サロン(年29回501人)、視聴覚福祉センター文化祭(1回900人)を実施し、視聴覚障害者の文化活動を支援した。 ・ 視聴覚障害者関係相談は、施設開始以来平成19年度末までに610件行っており、視聴覚障害者福祉の拠点施設として大きな役割を果たしている。 ・ 視聴覚交流サロンで毎年様々な内容を実施するなかで、参加障害者同士でサークルを結成したり、参加していた一般者のサークルが障害者の参加を受け容れたり視聴覚障害者の社会参加が広がった。

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字図書館部門においては、情報のデジタル化が急速に進展し、カセットテープの形態のみで提供していた録音をCDの形態でも提供するようになった。デジタル化された録音図書は、特に検索性や軽量化の面で利用者の利便性の向上に繋がっており、録音図書の貸出件数も大幅に増加している。 ・ 聴覚障害者情報提供施設部門においては、聴覚障害者の権利意識の向上や社会参加の拡大。また、県民ならびに関係ボランティアの地域活動の増進により、県内唯一の情報提供施設としての存在意義がますます大きくなってきている。 ・ 映像ライブラリーは、ビデオ等を貸し出す情報提供機能に加えて、聴覚障害者の情報交換やコミュニケーションの場として定着してきている。
<p>今後予想される環境変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度に近接に移転設置された愛媛県総合福祉センター内の児童相談所や身体障害者更生相談所等の総合相談機能を有する機関と連携することにより専門相談事業が充実・強化されることが期待される。 ・ 映像ライブラリーは、聴覚障害者や関係ボランティア相互の専門的な研修や相談を行う学びの場としてまた、県内全域を視野に入れた手話通訳者等の広域派遣事業を展開するための情報発信基地として発展すると思われる。

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項																													
利用者数の推移 (人)	25,004	27,163	27,153	27,136	27,000	入館者数を利用者数とする。																													
利用料金収入の推移 (千円)	1,632	1,227	743	1,249	1,300	貸館収入と生活訓練収入																													
施設の内容 の 利用 率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等																														
	多目的ホール		93 %		年間利用件数(319件) 年間利用可能日数(344日)																														
	会議室		52 %		年間利用件数(179件) 年間利用可能日数(344日)																														
	研修室		45 %		年間利用件数(154件) 年間利用可能日数(344日)																														
	和室		52 %		年間利用件数(179件) 年間利用可能日数(344日)																														
	試写室		7 %		年間利用件数(23件) 年間利用可能日数(344日)																														
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目的内</th> <th>目的外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 78 %</td> <td>約 22 %</td> </tr> </tbody> </table>							目的内	目的外	割合	約 78 %	約 22 %																							
		目的内	目的外																																
割合	約 78 %	約 22 %																																	
<ul style="list-style-type: none"> 多目的ホールは貸館事業を行っていることもあり、目的外(一般利用)が30%と割合が高い。 和室、会議室、試写室等はそれぞれ目的内利用率が86%、85%、90%と高い。 																																			
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">県内</th> <th rowspan="2">県外</th> </tr> <tr> <th>東予</th> <th>中予</th> <th>南予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>約 19 %</td> <td>約 68 %</td> <td>約 10 %</td> <td>約 3 %</td> </tr> </tbody> </table>							県内			県外	東予	中予	南予	割合	約 19 %	約 68 %	約 10 %	約 3 %																	
	県内			県外																															
	東予	中予	南予																																
割合	約 19 %	約 68 %	約 10 %	約 3 %																															
19年度未登録者数																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東予</th> <th>中予</th> <th>南予</th> <th>県外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字図書館</td> <td>137</td> <td>267</td> <td>80</td> <td>41</td> <td>525</td> </tr> <tr> <td>ビデオライブラリー</td> <td>144</td> <td>730</td> <td>68</td> <td>0</td> <td>942</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>281</td> <td>997</td> <td>148</td> <td>41</td> <td>1467</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>19%</td> <td>68%</td> <td>10%</td> <td>3%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>							東予	中予	南予	県外	計	点字図書館	137	267	80	41	525	ビデオライブラリー	144	730	68	0	942	計	281	997	148	41	1467	割合	19%	68%	10%	3%	100%
	東予	中予	南予	県外	計																														
点字図書館	137	267	80	41	525																														
ビデオライブラリー	144	730	68	0	942																														
計	281	997	148	41	1467																														
割合	19%	68%	10%	3%	100%																														

6. 行政サービス水準の確認

他県（中四国各県）における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	無	有	有	有	有	有	有	有
	(有の場合) 施設名	-	島根県西部視聴覚障害者情報センター、島根県聴覚障害者情報センター	岡山県視覚障害者センター、岡山県聴覚障害者センター	広島県立点字図書館	山口県聴覚障害者情報センター、山口県点字図書館	視聴覚障害者支援センター	視覚障害者福祉センター	高知県立盲ろう福祉会館
	管理運営体制 (直営・指定管理)	-	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
参考事項									
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等			市町立施設等			民間施設等		
	無			無			無		
上記内容を踏まえた上で現在の行政サービス水準に関する考察	<ul style="list-style-type: none"> 県内においては、視聴覚障害者のための唯一の総合施設であり、他に類似、代替施設はない。 また、中四国においても鳥取県を除いてほとんどすべての県が県立施設として同様の施設を管理している。 視覚及び聴覚障害者の拠点施設として活発に利用されており、極めて公共性が高く、今後も県立施設として維持することが必要不可欠である。 								

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	1,331,390 千円	(平均的な 年間経費)	約 133,139 千円 × (経過 年数) 10 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	117,644	186	保険料(火災、自動車) 年度末修繕費用等	186 0
H18 (協定額)	108,000	186	保険料(火災、自動車) 年度末修繕費用等	186 0
H19 (協定額)	106,286	166	保険料(火災、自動車) 年度末修繕費用等	166 0
H20 (協定額)	102,369	2,235	保険料(火災、自動車) 年度末修繕費用等	166 2,069

8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

- ・ 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設は、県下唯一の施設であり、廃止された場合、点字図書・録音図書及び字幕入りビデオ等の貸し出しを県下全域を対象に実施する施設はなくなり、視聴覚障害者の情報保障に重要な影響がでることとなる。
- ・ 中途視覚障害者訓練事業、聴覚障害児聴能訓練等の県単独事業を多数実施しているが、これらの事業は採算に合わない事業であるため「民間立」で運営することは非常に困難である。また、運営には専門性の高い職員が必要であり、いずれにしても、人員の確保が非常に困難である。
- ・ 点字広報等発行业として、県の広報誌「さわやか愛媛」等を点字、録音で県民に提供し、点字即時ネットワーク事業として、社会福祉法人日本盲人会連合が提供する情報を、毎日、点字及び音声で県民に提供し、また、点字発行所は、NTT電話帳、松山市議会たより等の県民生活に必要な情報を点字化していることから、廃止した場合は県民生活に重要な影響がでることとなる。
- ・ 聴覚障害者は、顔を合わせて話し合えない時は、FAX、メール等で連絡しあうがこの方法では十分なコミュニケーションを確保できないため、直接会って話し合うことを好み、そうしなければ円滑に物事を進めることができないという傾向が強い。そのための場所として視聴覚福祉センターに集まってきている。このことから、聴覚障害者の活動の場として当センターは不可欠である。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

- ・ センター内に、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、愛媛難聴者協会の事務所が存在することから、また、視覚障害関係と聴覚障害関係の利用者の利害が必ずしも一致しないことが多く、見直しに当たっては両障害関係者の意見を聞く必要があり、不公平感を与えないような配慮が必要である。